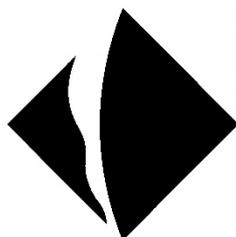


換地処分に伴う住所変更の手引き

個人用

平成29年11月18日施行



八千代市

はじめに

皆様がお住まいの八千代緑が丘駅西側の地域は、平成29年11月18日(土)から土地区画整理事業の換地処分公告により町名地番変更が実施され、住所が変わります。

この冊子では、住所変更が実施されることによって、どのような手続きが必要になるのかについて御説明いたします。

何かとお手数をおかけいたしますが、御理解と御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

※この地域は、土地の地番が住所・所在となります。

この地域の中で11月18日以降に再度住所変更が必要となる方がいますので下記の内容を確認してください。

記

対象となる方は、換地処分公告後に土地の分筆を予定している土地（従前地分筆をしていない土地又は保留地）にお住まいの方で一筆の土地の中に複数の住宅を建てている場合が該当します。

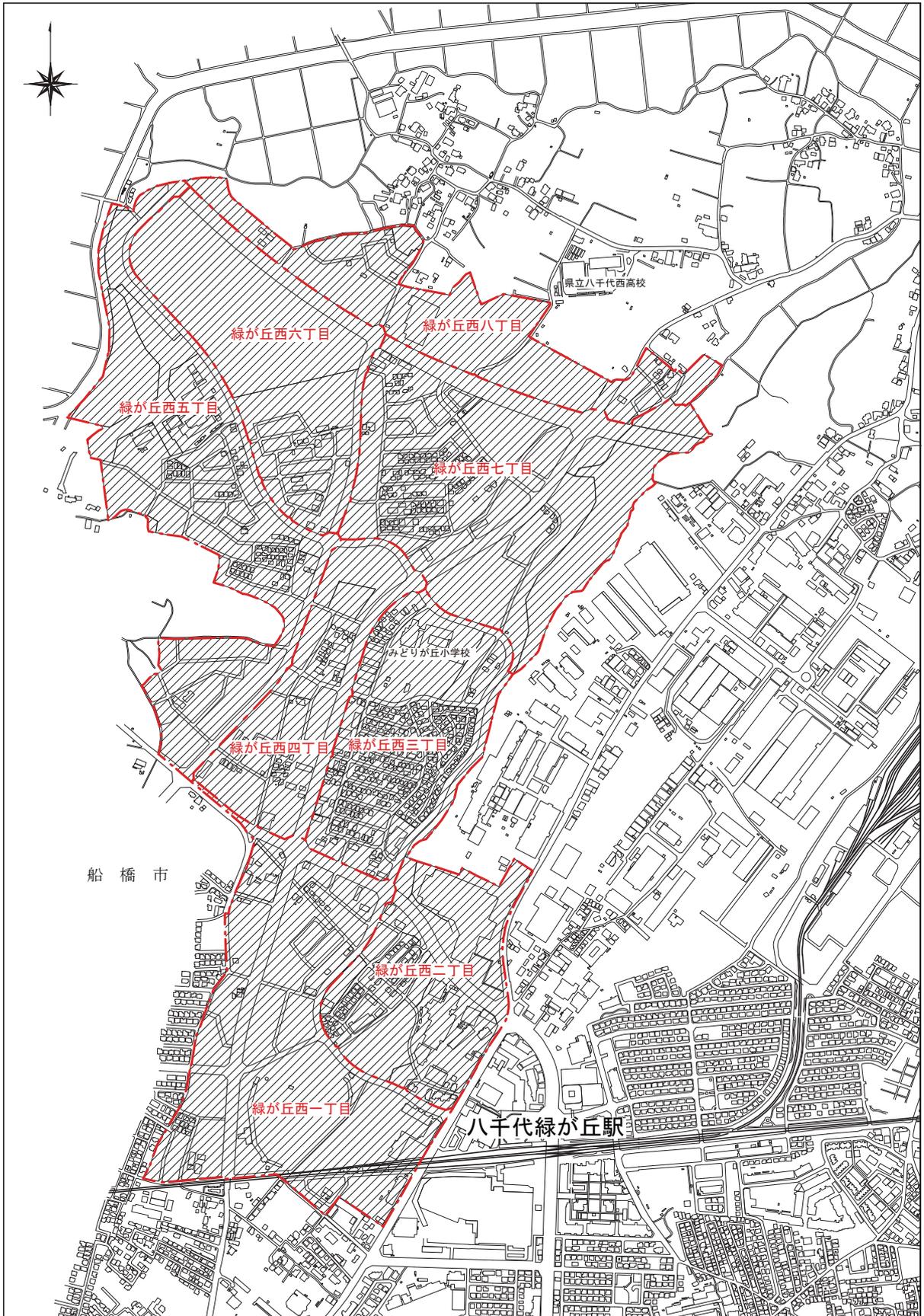
このようなケースの場合、換地処分公告による住所変更では、一筆の土地の中の複数の建物が同じ住所となる場合があります。また、今後、分筆により土地の地番が変更となった際には、居住者の申し出により住所を変更する必要があります。このため、各種住所変更の手続を行う際には注意してください。

なお、ご自分の土地が対象となるかがわからない方は、販売業者等にご確認ください。

目 次

1. 住所変更区域図	1 頁
2. 同封されている書類	2 頁
(1) 換地処分に伴う住所変更の手引き	
(2) 変更通知書	
(3) 住所・所在変更のお知らせ用はがき	
(4) 証明書	
(5) 八千代市住所変更新旧対照案内図	
(6) 登記申請書	
3. 町名地番変更実施後の手続について	3 頁
(1) 市が職権で書き替えるもの	
(2) 法務局が職権で書き替えるもの	
(3) 皆様御自身で住所変更の手続をするもの	
(4) 不動産（土地・建物）登記申請書作成にあたっての留意事項	

1. 住所変更区域図



2. 同封されている書類

(1) 換地処分に伴う住所変更の手引き

皆様が今御覧になっているこの冊子です。

町名地番変更の実施に伴う住所変更手続などを説明したものです。

(2) 変更通知書

皆様の新しい住所をお知らせするものです。(各世帯1部)

平成29年11月18日からは、この通知書でお知らせする住所が新しい住所となります。

(3) 住所・所在変更のお知らせ用はがき

御親戚や御友人などに住所が変わったことをお知らせするために、郵便局から提供された送料無料ではがきで、配布枚数は、原則1世帯あたり50枚です。

(4) 証明書

住所変更の手続をしていただくための証明書です。(各人3部)

さらに必要な方は、平成29年11月18日以降、市役所戸籍住民課、各支所で無料にて発行します。

(5) 八千代市住所変更新旧対照案内図

新しい住所と、今までの住所を対照した案内図です。

(6) 登記申請書

不動産(土地、建物)を所有している方が、法務局で登記事項の変更(土地及び建物所有者の住所の表記)を申請するための書類です。

3. 町名地番変更実施後の手続について

平成29年11月18日（土）から、あなたの住所は別紙変更通知書のとおり変わります。それに伴い新しい住所への変更手続が必要となります。

(1) 市が職権で書き替えるもの

公簿等	変更欄	説明
住民基本台帳（住民票）、印鑑登録原票、選挙人名簿、国民健康保険被保険者台帳、戸籍の附票など	住所欄	市が新しい住所に書き替えます。

(2) 法務局が職権で書き替えるもの

公簿名	書き替え欄
土地登記簿 建物登記簿	表題部の所在 ※法務局において新しい地番に変更されます。ただし、登記名義人などの住所については、申請があるまで変わりませんので、御自身で手続が必要となります。 (下記の表の(注)を参照)

(3) 皆様御自身で住所変更の手続をするもの

(こういうことは) 事項	(だれが) 該当者	(どこへ) 手続先	(いつまでに) 手続の期間	(なにをもって) 提出書類	摘要
土地・建物等不動産の名義人住所変更登記(注)	変更区域内に住所があり、土地・建物等不動産を所有している方	千葉地方法務局 船橋支局 TEL047(431)3681	期限はありませんが、登記閉鎖解除後、早めに ※町名地番変更実施後約4か月程度は、登記閉鎖により手続できませんので注意してください。	①登記申請書 ②証明書 (登記原因証明情報) ③印鑑	証明書の提出により登録免許税は非課税になります。 ※ただし、町名地番変更実施以外の理由で変更事項がある場合、登録免許税が必要となる場合があります。
登記簿上の抵当権、地上権、賃借権、仮登記など権利者の住所変更登記(注)	左記について権利者として登記している方				
会社などの法人の本店、支店及び代表者等の住所変更登記	変更区域内で、左記の登記をしている法人とその代表者	千葉地方法務局 法人登記部門 TEL043(302)1315	本店は実施日から2週間以内 支店は実施日から3週間以内		

(こういうことは) 事 項	(だれが) 該 当 者	(どこへ) 手 続 先	(いつまでに) 手続の期間	(なにをもって) 提出書類	摘 要
自動車運転免許証 の住所の変更及び 本籍欄変更(※1)	自動車運転免許 証をお持ちの方	八千代警察署 交通課 TEL047(486)0110 又は、 運転免許センター TEL043(274)2000 (県内の警察署な らどこでも可)	実施日以降すみや かに	①運転免許証 ②証明書 ③印鑑	(※1)町名地番変更 実施によって本籍が 変更された場合には 本籍記載の変更が 必要ですので、戸籍 住民課窓口で無料 発行している本籍 の変更を証明する変更 証明書を持って、手 続してください。
自動車検査証の 住所変更	普通自動車、 三輪以上の小型 自動車の所有 者・使用者	習志野自動車 検査登録事務所 TEL050(5540)2024		①車検証 ②証明書 ③所有者・使用者 の印鑑、代理申 請の場合、押印さ れた委任状 ④法人にあつては 登記簿抄本等	
	二輪の小型自動 車 (251cc 以上)の 所有者・使用者			①車検証 ②証明書 ③所有者・使用者 の印鑑 ④法人にあつては 登記簿抄本等	所有者使用者別で、 使用者の住所のみ 変更であれば、所有 者印は不要。
軽自動車届出済証 の住所変更	軽二輪車 (126cc～250cc) の所有者・使用 者			①軽自動車届出済 証 ②証明書 ③所有者・使用者 の印鑑 ④自賠責保険(共 済)証書	届出済証記入申請 書は有料です。ナン バーが「1習志野」で はじまる側車付軽二 輪も同様です。
原動機付自転車 及び(125cc 以下)小 型特殊自動車の住 所変更	保険等により新 しい住所が記載 された標識交付 証明書が必要な 方	市役所 市民税課 TEL047(483)1151		①標識交付証明 書 ②証明書 ③印鑑 ④身分証明	
軽自動車検査証の 住所変更	軽自動車の 所有者・使用者	軽自動車検査協会 千葉事務所 習志野支所 TEL050(3816)3115		①自動車検査証 ②証明書 ③所有者・使用者 の印鑑	詳細は軽自動車検 査協会に必ず確認し てください。

(こういうことは) 事 項	(だれが) 該 当 者	(どこへ) 手 続 先	(いつまでに) 手続の期間	(なにをもって) 提出書類	摘 要
法人の 所在地変更届	変更区域内に事 務所、事業所等 を設けている 法人	千葉西 県税事務所 TEL043(279)7111	実施日以降すみや かに	① 法人等の変更 届 ② 証明書 若しくは 全部事項証明書 (写し可) ③ 代表者の印鑑	届出用紙は県税事 務所にあります。
		市役所 市民税課 TEL047(483)1151			届出用紙は市役所 市民税課にありま す。
納税地の異動に 関する届出	事業所得等のある 方で、実際の 転居等により納 税地に異動があ った方	千葉西税務署 TEL043(274)2111		① 所得税・消費税 の納税地の異動 に関する届出書 ② 印鑑	※遅滞なく提出して ください。
風俗営業許可証、 深夜酒類提供店、 旅館業、古物営業 許可証、質屋営業 許可証の 記載事項変更届	左記の許可証を お持ちの方と届 出をしてある事 業所	八千代警察署 生活安全課 TEL047(486)0110		① 各種申請書許可 証 ② 証明書 ③ 印鑑	届出用紙は八千代 警察署生活安全課 にあります。
被爆者健康手帳等 の住所変更	被爆者健康手帳 等をお持ちの方	千葉県習志野 健康福祉センター (千葉県習志野 保健所) TEL047(475)5154	変更届が必要です。詳細については直接 お問い合わせください。		
病院・診療所の 住所変更	病院・診療所の 開設者	千葉県習志野 健康福祉センター (千葉県習志野 保健所) TEL047(475)5151			
理容・美容所、クリ ーニング所、興行 場、旅館、公衆浴場 等の住所変更	左記の確認書・ 許可書をお持ち の方	千葉県習志野 健康福祉センター (千葉県習志野 保健所) TEL047(475)5154	住所変更の手続は必要ありません。		
飲食店、動物取扱 業等の住所変更	左記の許可書を お持ちの方				
薬局・医薬品販売 業・高度管理医療器 販売業等の住所変 更	左記の許可書を お持ちの方	千葉県習志野 健康福祉センター (千葉県習志野 保健所) TEL047(475)5151			
毒物劇薬販売業等 の住所変更	左記の登録票を お持ちの方				

(こういうことは) 事 項	(だれが) 該 当 者	(どこへ) 手 続 先	(いつまでに) 手続の期間	(なにをもって) 提出書類	摘 要	
国民健康保険被保険者証等の住所変更	左記の被保険者証等をお持ちの方	市役所 国保年金課 TEL047(483)1151	手続の必要はありません。		新しい住所の記載された被保険者証等は、国保年金課から送られてきますので、古い被保険者証等については返却してください。	
後期高齢者医療被保険者証等の住所変更						
マイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カードの住所変更	マイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カードをお持ちの方	市役所 戸籍住民課 TEL047(483)1151 又は各支所	実施日以降すみやかに	マイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カード	同一世帯員が手続するときは、窓口に来る方の本人確認書類、カードの暗証番号も必要。詳細については戸籍住民課までお問い合わせください。	
通知カードの住所変更 ※マイナンバー記載のもの	通知カードをお持ちの方			通知カード、写真付き本人確認書類	詳細については戸籍住民課までお問い合わせください。	
在留カードの住所変更届	外国人の方			市役所 戸籍住民課 TEL047(483)1151	在留カード	
身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の住所変更	左記の手帳をお持ちの方	市役所 障害者支援課 TEL047(483)1151	変更届が必要です。詳細については、直接お問い合わせください。	①手帳 ②印鑑		
障害福祉サービス受給者証、通所受給者証(児童)、地域生活支援事業受給者証及び自立支援医療(更生医療)の住所変更	左記の受給者証をお持ちの方			障害者手帳の住所変更と同時に手続が必要です。詳細については、直接お問い合わせください。	①受給者証 ②印鑑	
自立支援医療(精神通院)受給者証の住所変更	左記の受給者証をお持ちの方			変更届が必要です。詳細については、直接お問い合わせください。		
特別児童扶養手当証書の住所変更	左記の証書をお持ちの方		手続の必要はありません。		新しい住所に変更された証書が障害者支援課から送られてきます。	

(こういうことは) 事 項	(だれが) 該 当 者	(どこへ) 手 続 先	(いつまでに) 手続の期間	(なにをもって) 提出書類	摘 要
重度心身障害者医療受給券及び自立支援医療(育成医療)受給者証の住所変更	左記の受給券等をお持ちの方	市役所 障害者支援課 TEL047(483)1151	手続の必要はありません。		新しい住所に訂正された受給券等は、障害者支援課から送られてきますので、古い受給券等については返却してください。
児童扶養手当証書の住所変更	左記の証書をお持ちの方	市役所 子ども福祉課 TEL047(483)1151	手続の必要はありません。		新しい住所の記載された証書は、子ども福祉課から送られてきますので、古い証書については返却してください。
子ども医療費助成受給券の住所変更	左記の受給券をお持ちの方				新しい住所の記載された受給券は、子ども福祉課から送られてきますので、古い受給券については返却してください。
介護保険被保険者証等の住所変更	左記の被保険者証等をお持ちの方	市役所 長寿支援課 TEL047(483)1151			新しい住所の記載された被保険者証等は、長寿支援課から送られてきますので、古い被保険者証等については返却してください。
厚生年金・国民年金受給者の住所変更届	厚生年金・国民年金受給者	船橋年金事務所 TEL047(424)8811	受給権者住所変更届(はがき)を郵送	受給権者住所変更届(はがき)は、市役所国保年金課又は支所、連絡所にあります。	詳細は、年金事務所へお問い合わせください。
パスポートの住所変更	パスポート所持者	中央旅券事務所 TEL043(238)5711	手続の必要はありません。		
<p>その他の手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各種免許、許可、認可等の住所変更については、法律、条令等に定められた手続をしてください。 ● その他、銀行、保険、勤務先、学校など個人的なもので、住所変更を必要とするものについては、お手数ですが御自身で手続をされるようお願いいたします。 					

※その他

- ◇ 本籍の変更のあった方には、平成29年11月18日以降、市役所戸籍住民課より本籍変更のお知らせを郵送いたします。

問い合わせ先 市役所 戸籍住民課 Tel 047-483-1151

- ◇ 日本郵便(株)八千代郵便局より、今回町名地番変更実施に伴う住所変更のお知らせ用通信無料はがき（新しい住所を知人や取引先等にお知らせするためのはがき）が1世帯あたり50枚用意されています。同封させていただきますので御活用願います。

※諸手続きにあたっての御注意

- ◇ 各種の住所変更手続きは、変更実施日（平成29年11月18日）以降にお願いいたします。
それ以前に証明書をお持ちいただいても、住所変更手続きを行うことはできませんので、注意してください。
- ◇ 住所の変更手続きに関しては、あらかじめ関係機関に詳細を御確認の上、手続きしてください。

(4) 不動産（土地・建物）登記申請書作成にあたっての留意事項

① はじめに

法務局への登記の申請は、登記閉鎖のため、町名地番変更実施後約4か月程度手続できませんので注意してください。（法務局に確認してください）

登記手続の相談は予約制ですので、事前に法務局で予約をおとりください。また、法務局の職員が登記申請書を作成することはできませんので、申請書は、御自分で作成してください。

② 一般的留意事項

ア. 登記申請は、所有権の登記名義人（**登記簿の所有者**）が行います。

イ. 登記申請書は、同封したものを使用してください。土地、建物で所有者が相違する場合は、申請書を別々に作成してください。

ウ. 不動産が多数で登記申請書が2枚以上になる場合は、申請人又は、代理人が各葉の綴り目に押印してください。

エ. 申請人の印鑑は、認印で差し支えありません。

オ. 黒のボールペンを使って記載してください。

なお、文字を挿入又は、削除した場合は、例えば『**3字削除4字加入**』の様に当該文字数を申請書の欄外に記入し押印してください。

カ. 登記が完了しますと、「登記完了証」が交付されます。

③ 登記申請書の作成上の注意事項

ア. 申請人は、変更後の住所及び氏名を記載し押印してください。（注1）

イ. 証明書は、市が発行する証明書を添付してください。（注2）

ウ. 転居等で証明書の変更前の住所と登記されている住所が異なる場合は、原因欄の上に平成〇〇年〇月〇日住所移転と記載してください。また、住所移転の経過が確認できる住民票等も必要になります。

エ. 代理人が申請書を提出する場合は、代理権限証書として委任状（別紙様式参照）を添付してください。（注3）

オ. 代理人が申請書を提出する場合は、代理人が住所及び氏名を記載し押印してください。（注4）
この場合、申請人の印は不要です。

カ. 不動産表示は、換地処分通知書または最新の登記事項証明書（登記簿謄本）と一致する
ように記載してください。（注5）

なお、不動産番号を記載することで、不動産の表示にかえることができます。

例) 不動産の表示 不動産番号 1 2 3 4 ○○○○○○○○○○

登 記 申 請 書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原 因 平成29年11月18日町名地番変更実施

変更後の事項 住所 千葉県八千代市緑が丘西〇丁目〇〇番地〇 ……新住所を記載

申 請 人 千葉県八千代市緑が丘西〇丁目〇〇番地〇 (注1)
八 千 代 太 郎 ⑩ ……認印で可
連絡先の電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

添 付 書 類 登記原因証明情報 (注2) 代理権限証書 (注3)

平成〇〇年〇〇月〇〇日申請 千葉地方法務局 船橋支局

代 理 人 東京都〇〇区〇〇一丁目〇番〇号 (注4)
八 千 代 花 子 ⑩ ……認印で可
連絡先の電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

登録免許税 登録免許税法第5条第5号の規定により非課税

不動産の表示 (注5)

所 在 八千代市緑が丘西〇丁目
地 番 〇〇番〇
地 目 宅 地
地 積 123.40平方メートル

所 在 八千代市緑が丘西〇丁目〇〇番地〇
家屋番号 〇〇番〇
種 類 居 宅
構 造 木造瓦ぶき2階建
床面積 1階 100.55平方メートル
2階 77.21平方メートル

委 任 状

私は、東京都〇〇区〇〇一丁目〇番〇号 八千代花子

(連絡先)



代理人住所、氏名、連絡先

に下記のことを委任します。

記

後記不動産について平成29年11月18日町名地番変更実施
に伴う所有権登記名義人住所変更の登記を管轄法務局へ代理して
申請すること及び補正のための取下げに関する一切の権限

平成〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県八千代市緑が丘西〇丁目〇〇番地〇

八千代太郎 ⑩

不動産の表示

- 一、 千葉県八千代市緑が丘西〇丁目〇〇番〇の土地
- 一、 千葉県八千代市緑が丘西〇丁目〇〇番地〇
家屋番号〇〇番〇の建物

新しい住所について御不明の点がございましたら

八千代市役所 都市計画課 計画班までお問い合わせください。

TEL 047-483-1151 (大代表) 内線3512